

令和7年7月吉日

お客さま各位

群馬県信用組合

## 「当座勘定規定」改定のお知らせ (出金票による当座勘定からの払戻しの取扱開始について)

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、当組合では、手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みとして、令和7年8月1日より出金票による当座預金払戻の取扱いを開始することに伴い、「当座勘定規定」を改定いたします。

なお、改定後の新规定につきましては、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますので、ご了承ください。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

### 1. 改定日

令和7年8月1日（金）

### 2. 対象となる規定

当座勘定規定

### 3. 改定内容

当座勘定の出金票による払戻しの取扱いを開始させていただきます。

詳細につきましては、「新旧対比表」をご参照ください。

### 4. 払戻方法

当組合所定の出金票の太枠内（日付、口座番号、金額等）をご記入いただき、署名鑑（もしくは自筆の署名）および届出印を押印のうえご提示ください。

なお、払戻手続きは、お取引店のみとさせていただきます。また、来店者さまのご本人確認や預金者さまの意向確認をさせていただく場合がありますので、ご了承ください。

※手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みや、当座勘定規定改定等につきまして、ご不明な点がございましたら、当組合お取引店までお問合せください。

当座勘定規定「新旧対比表」

改定前（旧）	改定後（新）
<p>7.（手形、小切手の支払） （3）当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p>	<p>7.（手形、小切手の支払等） <u>（3）当座勘定から払戻しを行うときは小切手または出金票により届け出てください。出金票により払戻しする場合、届出の印章により、当組合所定の出金票に記名押印して提出してください。</u> <u>（4）前項の払戻しの手続きに加え、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続きを求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認が出来るまでは払戻しを行わないことがあります。</u></p>
<p>9.（支払いの範囲） （1）呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当組合はその支払義務を負いません。</p>	<p>9.（支払いの範囲） （1）呈示された手形、小切手、<u>出金票</u>等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当組合はその支払義務を負いません。</p>
<p>10.（支払の選択） 同日に数通の手形、小切手等の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当組合の任意とします</p>	<p>10.（支払の選択） 同日に数通の手形、小切手、<u>出金票</u>等の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当組合の任意とします。</p>
<p>11.（過振り） （1）第9条の第1項にかかわらず、当組合の裁量により支払資金をこえて手形、小切手等の支払をした場合には、当組合からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください</p>	<p>11.（過振り） （1）第9条の第1項にかかわらず、当組合の裁量により支払資金をこえて手形、小切手、<u>出金票</u>等の支払をした場合には、当組合からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。</p>
<p>12.（手数料等の引落とし） （1）当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p>	<p>12.（手数料等の引落とし） （1）当組合が受取るべき貸付金利息、割引料手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手<u>または出金票</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p>
<p>16.（印鑑照合等） （1）手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p>	<p>16.（印鑑照合等） （1）手形、小切手、<u>出金票</u>または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、<u>出金票</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p>